

# 令和8年度 小布施町営水道 水質検査計画

## 1. 基本計画

小布施町営水道は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

基本方針は、以下のとおりです。

- (1) 検査対象は、水道法で検査が義務付けられている給水栓と、水源の水とします。
- (2) 検査項目は、水質基準項目、毎日水質検査項目とします。
- (3) 水質基準項目の検査頻度は、水源の状況及び過去の水質検査結果により設定します。
- (4) 水原水の検査は、水源の状況に応じて随時検査するものとします。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

- ① 給水区域...小布施町内
- ② 給水人口...11002人(令和7年度末)
- ③ 普及率... 99.97%
- ④ 一日最大配水量... 413m<sup>3</sup>(令和7年度)
- ⑤ 一日平均配水量... 352m<sup>3</sup>(令和7年度)

### (2) 水源、浄水場の名称及び浄水処理方法

水源名称	水源種別	浄水場	取水量		処理方法
都住水源	深井戸	雁田第二浄水場	1,200	m <sup>3</sup> /日	砂ろ過(除鉄.マンガン)ー塩素処理
中松水源	深井戸		1,100	m <sup>3</sup> /日	砂ろ過(除鉄.マンガン)ー塩素処理
駒場水源	浅井戸		260	m <sup>3</sup> /日	砂ろ過(除鉄.マンガン)ー塩素処理
丸都水源	深井戸		800	m <sup>3</sup> /日	砂ろ過(除鉄.マンガン)ー塩素処理
幼稚園水源	深井戸		1,500	m <sup>3</sup> /日	砂ろ過(除鉄.マンガン)ー塩素処理
大日堂水源	深井戸		360	m <sup>3</sup> /日	砂ろ過(除鉄.マンガン)ー塩素処理
裏町水源	深井戸		360	m <sup>3</sup> /日	砂ろ過(除鉄.マンガン)ー塩素処理
親木水源	深井戸	直結	1,000	m <sup>3</sup> /日	塩素処理

## 3. 水質状況

### (1) 原水

地下水を利用しており、かつ急速ろ過による浄水処理を行っています。

それぞれの水源の水質項目については、水質基準値を超過するようなものはなく、おおむね良好な状態であり、水質は安定しています。

駒場水源に関しては、クリプトスポリジウム対策指針によりレベル3での管理になります。

その他の水源に関しては、レベル1での管理になります。

### (2) 浄水

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素が数値として検出されていますが、水質基準値を大幅に下回っており、経年変化も見られていません。

その他は、ミネラル成分をバランス良く含む数値として検出されるほかは、すべて水質基準値を大幅に下回っています。

## 4. 水質検査項目と検査頻度

### (1) 給水栓水

#### ① 水質検査項目

- ・毎日検査は、別表1に示す1日1回行う検査項目について検査を行います。
- ・別表2の水質基準項目51項目について、検査を行います。
- ・採水地点については、低区配水域として役場給湯室給水栓を選定しました。
- ・また、高区・中区についても定期的に水質検査を実施します。

#### ② 検査頻度

別表2の項目について、厚生労働省健康局水道課通知に従い、以下のように回数を設定します。

- ・No.1,2,39,47～52の項目については、月1回検査を行います。
- ・No.10及び22～32の項目については、年4回検査を行います。
- ・No.43及び44の項目については、年に1回検査を行います。
- ・上記以外の項目については、過去の検査結果及び水源の状況等を考慮して設定し、過去3年間の結果が基準値の5分の1を超えた項目については3か月に1回、5分の1以下であった項目の場合は1年に1回、10分の1以下の場合は3年に1回検査を行います(別表3参照)。
- ・令和8年度にPFOS及びPFOAが水質検査基準に追加されたので、浄水においては3か月に1回、検査を実施します。

## 5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異状があったとき
- (5) 大規模な配水管の工事を行ったとき
- (6) 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (7) その他、水質検査が必要と認められるとき

なお、水質検査項目は基本的に全項目とし、状況に応じて項目を決定する。

## 6. 水質検査の方法

水質検査に伴う採水、検査業務及び検査結果書の発行については、水道法第20条の2に規定された登録機関に委託するものとします。

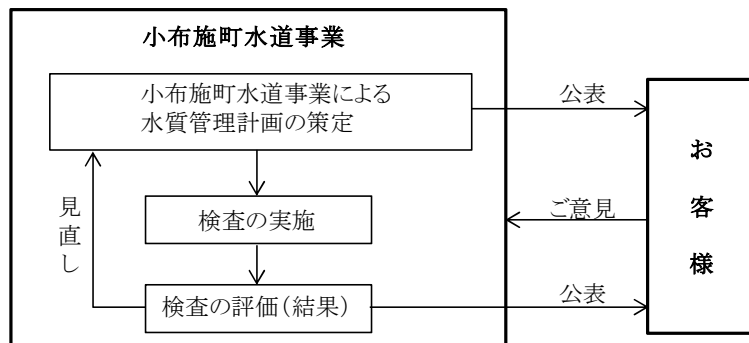
なお、委託先については、

- (1) 飲料水検査ISO17025、若しくはISO9000を取得している検査機関であること
- (2) 水質基準全51項目及びクリプトスポリジウムが自社分析できること
- (3) 緊急時体制が整備されていること
- (4) 豪雨、地震等災害による検査機能の損害に備え、検査の補完体制が構築されていること
- (5) 水質管理について、豊富な知識を有し適切な助言ができる体制が整っていること
- (6) 水質管理について実績を有し、精度管理等検査結果の信頼性が担保できること
- (7) 緊急時における水質検査協定書を町と締結していること

水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査し、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知、上水試験方法等により行います。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、事業年度頭に町ホームページで公表します。  
また、給水栓の水質検査結果についても同様に町ホームページで公表します。  
なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてその都度改正するものとします。



## 8. 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の必須要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

## 9. 水質検査の精度と信頼性保証

### (1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られることとします。  
なお、金属類では変動係数(CV値)が10%以下、有機物では20%以下の値が得られることとします。

### (2) 信頼性の保証

水質検査の委託先は、水道法第20条の2の規定に基づいた指定登録を受けた検査機関とし、検査機関における精度管理体制の整備状況の報告を求めることとします。  
豪雨、地震災害等による検査機能の損害に備え、県内に同一組織を有し、検査保管体制を構築している検査機関を選定します。

## 10. 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合は、水質検査機関、町や県の関係機関、関係水道事業者等と情報交換や連携を図りながら現地調査や緊急水質検査等を行うこととし、安全な水道水の継続的な供給に務めます。